病などに関する支援制度を紹介します

や県が指定した疾病です。これらの支援制度についてお知らせします。 難病には、指定難病、特定疾患、小児慢性特定疾病などの種類があり、いずれも厚生労働省

医療費の助成 (県が認定・支給

費の一部が助成されます。受給者証の交付を受ける 談してから富士保健所へ申請してください。 には、疾病ごとに認定基準があります。主治医と相 ている人は、医療受給者証の交付を受けると、医療 詳しくは、富士保健所に問い合 指定難病などの診断を受け、一定の基準を満たし



わせるか、県ウェブサイトをご覧

ください。

問合せ

こちら

問合せ 「障害福祉サービス」について シュ事業」「小児慢性特定疾病日常生活用 「療養扶助費」「難病患者介護家族リフレッ 保健医療課 ☎(55)2739 瓯(53)5586 **具給付事業」について**

富士市難病患者・家族連絡会

障害福祉課 ☎(55)2761 四(53)0151

活動内容 ができるよう、様々な活動により支援をしています。 た会です。難病患者と家族がよりよい生活を送ること 難病患者及び患者家族、賛助会員によって構成され

- 電話、 と き/毎月第1・第3水曜日 ※秘密は厳守します。 面接による相談 (無料) **6**(64) 9 0 4 5 10 15
- 難病患者総合相談会の開催

ところ/フィランセ東館3階

福祉団体活動室

支給金額/

入院支給分

律支給分

1万円(受給者証の有効期間内1

回

交付を受けた人

受給者証」「小児慢性特定疾病医療受給者証」の 疾患医療受給者証」「先天性血液凝固障害等医療

象/「特定医療費(指定難病)受給者証」「特定

療養扶助費

(市が支給)

富士保健所福祉課

富士保健所医療健康課

「小児慢性特定疾病」について

「指定難病」「特定疾患」について

- 会員同士の交流及び他団体との交流
- 医療講演会の開催 など

または事務局 ☎090-8737-7952 富士市難病患者·家族連絡会会長 **公**·國(61) 8749 泉 清順 方

利便性向上のため、

車いす等の購入費用の一部を助

「難病患者介護家族リフレッシュ事業」、在宅患者の

そのほか、訪問看護などの費用の一部を助成する

1か月の入院日数が14日以下の場合、月に5000円 • 1か月の入院日数が15日以上の場合、月に1万円

> 問合せ 情報政策課 **☎**55-2717 **2**355-0510



※難病患者も、身体障害者手帳の有無にかかわらず、必要

ます。詳しくは障害福祉課へお問い合わせください。 と認められた障害福祉サービスが受けられる場合があり 成する「小児慢性特定疾病日常生活用具給付事業.

を行っています。

プリを使って 「公園の遊具が壊れている 「道路が傷んでいる」、 みが不法投棄されている」など、市内で起きている様々な課題を、市民の皆さんの投稿により効率的に解決する 市民と行政との間や、市民同士で地域の課題を共有する ことができ、迅速な対応が可能になりま

市民通報システムの流れ





B















職員が対応

対応結果を アプリで公開